

# 荒川区災害時地域貢献建築物への 資機材購入費助成のご案内

大地震や、大規模水害が発生した場合は、自身の身を守る「自助」のほかに、隣近所の方や地域の方などで協力する「共助」が必要となります。

荒川区では、この共助による災害対策の促進及び水害時に近隣住民の避難先となる災害時地域貢献建築物に認定された建物に対し、資機材購入費の助成を行います。



〈申請・問合せ〉

荒川区危機管理部危機管理課

〒116-8501

荒川区荒川2-2-3 荒川区役所3階

電話(3802)3111(代表)内線3133

## 助成対象経費

荒川区都市計画課にて「荒川区災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱」による災害時地域貢献建築物の認定を受けた建築物で、地域住民のための防災資機材を購入した場合の購入経費。

※ただし、マンションを運営するにあたり、法令等で義務付けられている物品の購入経費を除く。

## 助成対象品目

分類	資機材
給電資機材	発動発電機 蓄電池 モバイルバッテリー コードリール
照明資機材	投光器 ランタン 懐中電灯
寝具類	毛布 マット 寝袋
衛生用品	簡易トイレ 感染症対策物品(マスク、消毒液等) 救急セット
食糧品	長期保存水 保存食

- 〈注意〉 (1) 送料や代引手数料は対象外です(商品代金(消費税含む)のみ対象です)  
(2) 助成対象品目に該当するか判断に迷う際には、**申請前に防災課までご相談ください**

## 助成金額

資機材の購入費用の2分の1の額で、50万円を上限として助成します。  
ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

〈注意〉 助成は地域貢献建築物1棟につき1回限りとなります。

# 助成金交付までの流れ

## ①助成金交付申請書の用意

荒川区役所3階の危機管理課窓口での受取り、または荒川区ホームページから申請書のダウンロードが可能です。



## ②助成金交付申請書の提出

「助成金交付申請書」へ必要事項(支出予定額、購入予定物品等)を記入し、都市計画課から交付された「災害時地域貢献建築物認定証」の写しと一緒に危機管理課までご提出ください。

ご提出後、区で審査を行い、申請内容に問題がなければ「助成金交付決定通知書」を送付します。

〈注意〉

必ず資機材等の購入**前**に助成金交付申請書を防災課へご提出ください。



## ③実績報告書の提出

区から「助成金交付決定通知書」が届いた方は、資機材購入後、「実績報告書」へ必要事項を記入し、危機管理課へご提出ください。

ご提出後、区で審査を行い、問題がなければ「助成金額確定通知書」を申請者の方へ送付します。

〈注意〉

場合によっては、購入した資機材等を区が確認させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。



## ④請求書の提出

区から助成金額確定通知書が届きましたら、請求書へ必要事項を記入し、危機管理課へご提出ください。

ご提出後、概ね1ヵ月後に指定された振込み先へお振込みいたします。